

議案第49号

日野町個人情報保護条例の一部改正について

日野町個人情報保護条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年9月11日提出

日野町長 景山 享弘

日野町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日野町個人情報保護条例（平成13年日野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(開示請求権)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>死者の個人情報については、次の各号に掲げる者(以下「遺族等」という。)は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、それぞれ当該各号に定める範囲の当該実施機関が保有する当該死者を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</u></p> <p>(1) <u>死者の相続人 死者である被相続人から相続した財産及び不法行為による損害賠償請求権その他の権利義務に関する情報</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる者 当該死者の診療記録等(あらかじめ審査会の意見を聴いたうえで実施機関が定める情報に限る。)</u></p> <p>ア <u>当該死者の死亡当時における配偶者(事実上婚姻関係にあった者を含む。)</u>及び1親等の姻族</p> <p>イ <u>当該死者の2親等内の血族</u></p> <p>3 <u>前2項の規定による開示請求は、当該自己情報に係る本人(次条第2項、第14条及び第20条第1項において「本人」という。)又は遺族等がすることができないやむを得ない理由があると認められる場合に限り、代理人によりすることができる。</u></p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第13条 略</p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 開示請求は、<u>当該自己情報に係る本人(次条第2項、第14条及び第20条第1項において「本人」という。)</u>がすることができないやむを得ない理由があると認められる場合に限り、代理人によりすることができる。</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第13条 略</p>

2 開示請求をしようとする者は、開示請求書を提出する際、実施機関に対し、当該本人又は前条第2項若しくは第3項の規定により開示請求をすることができる者であることを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

### 3 略

(実施機関の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当する自己情報(以下「不開示情報」という。)である場合、又は開示請求に係る自己情報に不開示情報が含まれる場合を除き、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 第12条第3項の規定による開示の請求に係る個人情報の本人である死者以外の者に開示することが、当該死者の名誉その他の正当な利益を害するおそれがある情報や社会通念上適切でない認められるもの

(開示決定等の期限)

第19条 略

2 前項の規定にかかわらず、第12条に規定する自己情報で、あらかじめ審査会の意見を聴いたうえで実施機関が定める診療記録等については、当該開示請求があった日から30日以内に開示決定等をするものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速や

2 開示請求をしようとする者は、開示請求書を提出する際、実施機関に対し、当該本人又はその代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

### 3 略

(実施機関の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当する自己情報(以下「不開示情報」という。)である場合、又は開示請求に係る自己情報に不開示情報が含まれる場合を除き、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

(1)～(5) 略

(開示決定等の期限)

第19条 略

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やか

かに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(適用除外等)

第 35 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 略

(2) 統計法第 24 条第 1 項の規定により総務大臣に届け出た統計調査に係る個人情報に含まれる個人情報

(3) 略

に、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(適用除外等)

第 36 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 略

(2) 略

#### 附 則

この条例は平成 24 年 10 月 1 日から施行する。